

大垣市届出避難所登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難者の避難スペースを広く確保し、速やかな地域住民の避難実施を行うため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により市長が指定する指定避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、市民が自主的に開設、運営する避難所を届出避難所として登録することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、自治会が自主的に開設し、運営する避難所として第5条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象施設)

第3条 届出避難所とすることができる施設は、市内自治会が管理する公民館及び集会所並びに使用許諾を得た民間施設（以下「集会施設等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 土砂災害に対して安全を確保できる立地であること。
- (2) 避難スペースとして利用できる床面積が20㎡以上であること。

(申請者)

第4条 届出避難所の登録の申請をすることができる者は、市内自治会とする。

(登録申請等)

第5条 集会施設等について届出避難所としての登録を受けようとする自治会は、大垣市届出避難所登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を大垣市届出避難所登録結果通知書（第2号様式）により、申請を行った自治会に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により届出避難所として登録をするに当たり、開設に関する条件を付することができる。

(運営及び費用負担)

第6条 届出避難所は、前条第2項の登録の通知を受けた自治会（以下「登録自治会」という。）が自主的に開設し、及び運営することとし、市長は職員の派遣を行わない。

- 2 市長は、届出避難所の登録を受けた集会施設等に対し、避難所運営に係る資機材を配備する。
- 3 登録自治会は、前項の資機材を適正に管理するものとする。
- 4 届出避難所の運営に係る経費は、登録自治会の負担とする。

(開設及び閉鎖)

第7条 登録自治会は、届出避難所を開設したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、登録自治会に届出避難所の開設を要請することができる。

3 登録自治会は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数等を市長に報告しなければならない。

4 登録自治会は、届出避難所を閉鎖したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(指定避難所との関係)

第8条 届出避難所を開設中に指定避難所が開設された場合においても、届出避難所の開設を継続することができる。この場合において、届出避難所の状況の報告、支援物資の要請等については、各地域で開設される避難所運営委員会へ行うものとする。

(登録内容の変更)

第9条 登録自治会は、登録内容に変更があったときは、その旨を大垣市届出避難所登録内容変更申請書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

(登録の廃止)

第10条 登録自治会は、届出避難所としての登録を取り消そうとするときは、大垣市届出避難所登録取消申請書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

(登録の取消)

第11条 届出避難所の登録後、当該届出避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定等の事情の変化により、当該届出避難所に災害の発生の危険性が生じたと判断される場合又は前条に規定する届出があった場合は、市長は当該届出避難所の登録を取り消すことができる。

2 市長が前項の規定により登録を取り消したときは、大垣市届出避難所登録取消通知書（第5号様式）により登録自治会に通知するものとする。

(研修、訓練等)

第12条 登録自治会は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(事故等の損害賠償等)

第13条 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害について、市は、その責を負わない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、届出避難所について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。